

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日

高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書（相手方登録票）

年 月 日

京都府知事 様

中学校名

高等学校等修学資金の貸与については、下記の口座へ振り込んでください。

郵便番号

依頼者住所
(修学生)

フリガナ

依頼者氏名

(修学生)

親権者又は未成年後見人氏名

親権者氏名

電話番号

預 金 口 座	銀行（金庫）		本（支）店	
	金融機関コード		支店コード	
	預金種目	1	(普通預金に限る)	
	口座番号			
	口座名義人 (カ ナ)			

（記入にあたっての注意事項）

- 1 依頼者が未成年であるときは、親権者又は未成年後見人が連記押印してください。
共同親権の場合は、父母それぞれの署名・押印が必要です。
- 2 預金口座は依頼者本人（修学生本人）の名義のものに限ります。
- 3 預金口座欄の記入内容が確認できる預金通帳のコピーを添付するか、裏面に貼付してください。

京都府高等学校等修学資金の貸与に係る推薦依頼書

私（申請者）は、意欲を持って勉学に励むことを誓います。

つきましては、京都府高等学校等修学資金の貸与を受けたいので、学校長の推薦をいただきますようお願いいたします。

年 月 日

学校長 様

申請者（自 署）

住 所

氏 名

印

京都府高等学校等修学資金の貸与に係る推薦書

上記の者は、勉学意欲があり、京都府高等学校等修学資金の貸与を受けることが適当であると認めますので、ここに推薦します。

年 月 日

京都府知事 様

学 校 名

学校長名

印

※1 新入生（中学生）は、高等学校等修学金予約申請書にこの推薦書を添付してください。

2 在校生は、高等学校等修学金申請書（在学申請者用）にこの推薦書を添付してください。

京都府高等学校等修学資金利用誓約書

年 月 日

京都府知事 様

申 請 者 (自 署)

住 所

氏 名



親権者又は未成年後見人 (自 署)

住 所

氏 名



親権者 (自 署)

住 所

氏 名



この度貸与を申請する京都府高等学校等修学資金については、そのすべてを申請者の修学のために利用することを誓約します。

※ 修学のために要する経費の内容については、裏面を参照、確認してください。

修学のために要する経費について

※ 修学のために要する経費とは、次のようなものを指します。

- 授業料
- 学校納付金
生徒会費、日本スポーツ振興センター共済金等安全会掛金、後援会費、冷暖房費 等
- 教科書費等
教科書費、教科書以外の図書費(教員の指示等により購入した必須図書等購入費)、
学用品・実験実習材料費 等
- 教科外活動費
遠足・修学旅行費、部活動、文化祭・体育祭・芸術鑑賞会、各教科以外の学級活動
(ホームルーム活動) 等
- 通学関係費
通学費、制服代、通学用品費(かばん 等)
- その他
上記のいずれにも属さない経費で、学校の徽章・バッジ、上ばき、卒業記念写真・
アルバムの代金 等

年 月 日

京都府知事 様

貸与予定番号

生徒

住所

氏名

印

親権者又は未成年後見人

住所

氏名

印

親 権 者

住所

氏名

印

委 任 状

私は、京都府知事に次の権限を委任します。

- 私が京都府高等学校等修学資金の貸与申請を行うために必要な在学証明を進学先の高等学校等へ依頼すること。

注 この委任状は、4月末又は5月末支払い希望のため、中学校に申請書を提出される場合のみ記入してください。

別紙様式F

「所得を証明する書類」について

例 源泉徴収票（上部抜粋）

年末調整済みのもの

令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票

東京都上京区下北荒通 新町西入敷内町		(通称等) _____ (個人番号) _____ (夜間名) _____ 氏名 <u>キョウト 太田</u> 名 <u>京都 太郎</u>				
姓 <u>鈴木</u>	別 _____	文 社 会 票 _____	給与所得控除後の金額 (異 常 控 除 有) _____	所得控除の額の合計額 _____	源泉徴収額 _____	
(源泉) 所得控除税額 の有無等 <u>本人</u>	配偶者(特別) 控 除 の 額 _____	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く) _____			障害者等の数 [本人を除く] _____	障害者 である 親族の 数 _____
育 育 者 _____	特 別 _____	老 人 _____	そ の 他 _____	特 別 _____	特 別 _____	
特 定 養 老 特 別 控 除 の 額 _____	社 会 保 険 料 等 の 金 額 _____	生 命 保 険 料 の 控 除 額 _____	地 産 地 消 費 税 の 控 除 額 _____	住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 の 額 _____	(摘要) _____	

例 確定申告書

[illegible]

個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、黒く塗りつぶしてください。

電子申告の場合は、受信通知又は即時通知を出力したものを添付した申告内容確認票（税理士が代理申告した場合の確定申告書を含む。^{1）}）の写しを添付すること。

令和 8 年度高等学校等修学金借用証書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号
修学生氏名 (自署) 印
(貸与決定時の在 schools 名)
連帯保証人氏名 (自署) 印
親 権 者 又 は 未成年後見人氏名 (自署) 印
親権者氏名 (自署) 印

借用金額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

私は、上記のとおり京都府高等学校等修学金を借用します。
ついては、私及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則に従い、また、特約事項に同意し、同規則第 14 条第 1 項に規定する返還開始時期に先立って提出する返還計画書により、連帯して遅滞なく返還します。

特約事項

(遅延利息)
第 1 条 修学生（修学資金貸与決定者に限る。以下同じ。）は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。
2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。
(連帯保証人)
第 2 条 連帯保証人は、この借用証書に係る修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。
3 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。
4 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。
5 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。
(借用証書の内容等の調査)
第 3 条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。
(1) 知事が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この借用証書の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所（以下「借用証書の内容等」という。）について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。
(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。
(3) 知事が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、借用証書の内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。
(期限の利益の喪失)
第 4 条 修学生は、第 1 号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要せず、第 2 号から第 5 号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。
(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 137 条各号に定める場合
(2) 修学資金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合
ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て
イ 仮差押えその他の保全措置
ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）
(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して 3 回怠った場合（その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1 回として計算する。）
(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合
(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合
(借用金額の減額)
第 5 条 知事、修学生及び連帯保証人は、この借用証書に記載された借用金額にかかわらず、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第 2 条第 1 項に規定する知事が別に定める資金の給付を当該修学生のために受ける者があるときの修学資金の貸与月額を、同項の規定により算出される貸与月額による額に減額した上、当該年度における貸与の期間の月数（貸与を停止した期間の月数を除く。）を乗じた金額を借用金額とすることについて合意する。
(合意管轄)
第 6 条 修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

令和 8 年度高等学校等修学支度金借用証書

年 月 日

京都府知事 様

修学生番号

修学生氏名 (自署) ㊟

(貸与決定時の在 schools 名))

連帯保証人氏名 (自署) ㊟

親権者又は
未成年後見人氏名 (自署) ㊟

親権者氏名 (自署) ㊟

借用金額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

私は、上記のとおり京都府高等学校等修学支度金の貸与を受けました。
ついては、私及び連帯保証人は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則に従い、また、特約事項に同意し、同規則第 14 条第 1 項に規定する返還開始時期に先立って提出する返還計画書により、連帯して遅滞なく返還します。

特約事項

- (遅延利息)
第 1 条 修学生（修学支度金貸与決定者に限る。以下同じ。）は、正当な理由なく修学支度金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。
2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。
(連帯保証人)
第 2 条 連帯保証人は、この借用証書に基づく修学生の府に対する一切の債務について、修学生と連帯して保証するものとする。
2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。
3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければならない。
4 前項の異動届には、新たに連帯保証人となる者の同意書を添付しなければならない。
(借用証書の内容等の調査)
第 3 条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。
(1) 知事が、修学支度金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この借用証書の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所（以下「借用証書の内容等」という。）について、市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関に照会すること。
(2) 市町村、府立学校以外の学校又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。
(3) 知事が、修学支度金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、借用証書の内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。
(期限の利益の喪失)
第 4 条 修学生は、第 1 号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要せず、第 2 号から第 5 号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。
(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 137 条各号に定める場合
(2) 修学支度金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合
ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て
イ 仮差押えその他の保全措置
ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）
(3) 修学生が月賦償還の支払を通算して 3 回怠った場合（その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1 回として計算する。）
(4) 修学生が住所を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合
(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合
(合意管轄)
第 5 条 修学支度金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

- 注 1 修学生が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の連記押印が必要です。
2 修学生、連帯保証人、親権者若しくは未成年後見人又は親権者は、それぞれが自筆により署名し、押印してください。

別紙様式 I

(別紙様式1) (修学生用)

所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書

京都府高校生等修学資金の返還に際して、返還期間中において、納期限までに返済がなされない場合には、京都府が所得証明書、確定申告書写し、預貯金の移動明細（預金通帳等の写しでも可）等の提出を求めたとき、これを速やかに提出することを誓約します。

なお、この場合の証明書等の発行に係る費用は私が負担することに同意します。

おって、この提出がなされない場合には、京都府が関係行政機関及び関係金融機関等に私の所得・財産調査等を実施すること及び関係行政機関及び関係金融機関等がこれに回答することに同意します。

年 月 日
修学生番号
修 学 生
(自署) 住所

氏名

印

上記について、同意します。

親権者又は
未成年後見人 住所
(自署)

氏名

印

親 権 者 印
(自署) 住所

氏名

印

京都府知事 様

別紙様式 J

(別紙様式 2) (連帯保証人用)

所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書

私が連帯保証人となる京都府高校生等修学資金の返還に際して、返還期間中において、納期限までに返済がなされない場合には、京都府が所得証明書、確定申告書写し、預貯金の移動明細（預金通帳等の写しでも可）等の提出を求めたとき、これを速やかに提出することを誓約します。

なお、この場合の証明書等の発行に係る費用は私が負担することに同意します。

おって、この提出がなされない場合には、京都府が関係行政機関及び関係金融機関等に私の所得・財産調査等を実施すること及び関係行政機関及び関係金融機関等がこれに回答することに同意します。

年 月 日

(連帯保証人) 印

住 所

氏 名
(自署)

印

京都府知事 様

京都府高等学校等修学資金貸付金返還金預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収)・(加)(金融機関用)

本依頼書は京都府高校教育課へ提出してください。(直接、金融機関窓口へ提出できません。)

年 月 日

銀行・信用金庫		御 中	
修学生番号 (修学金)		修学生番号 (修学支度金)	
修学生	住 所	〒 —	
	氏 名		電話番号 — —

太枠部分のみ記入してください。

京都府高等学校等修学資金貸付金(修学金及び修学支度金)返還金については、口座振替(自動払込)により納付したいので、下記により依頼します。

・指定口座

口座 名 義 人	住 所 (ゆうちょ銀行の 場合のみ記入)	〒 —		金融機関届出印			
	フリガナ						
	氏 名						
返 還 金 種 別		① 修 学 金	② 修学支度金	口座振替を希望される種別の番号に○を付してください。(両方の場合、両方に○)			
※ ☐	ゆうちょ 銀行以外の 金融機関	銀 行 信用金庫		本 店 支 店 出張所	種 別	1	普通
		銀行コード		支店コード	口座番号(番号は右づめでご記入ください。)		
※ ☐	ゆうちょ 銀行	契約種別コード		30	払込先口座番号		01070-9-960012
		通帳記号(6桁目がある場合は※欄に)		通帳番号(6桁未満の場合は右づめ、頭に「0」を記入してください。)			
		※					
振替日(払込日)		各納期月の末日(取扱金融機関休業日の場合は翌営業日)					

太枠部分のみ記入してください。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方にレ点で選択して記入してください。

— 預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く) —

- 私が納付すべき京都府高等学校等修学資金貸付金(修学金及び修学支度金)返還金について貴金融機関に納付書等が送付されたときは、私に通知することなく、納付書等に記載された金額を指定預金口座から引落のうえ、お支払いください。
- 預金の引落にあたっては、預金規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。また、領収書等の発行請求もいたしませんから、貴金融機関において所定の方法で処理してください。
- 指定預金口座の残高が振替日において納付書等の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を返却されても差し支えありません。
- この契約を解約するときは、私から貴金融機関に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴金融機関の責によるものを除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

*ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金 使 融 機 関 欄	(不備返却事由) 1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 店名、預金種目 口座番号、口座名義、氏名相違	3. 印鑑相違 4. その他 []	検 印	印 鑑 照 合	受 付 印
	返送先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町 京都府庁旧本館(2階) 京都府教育庁指導部高校教育課 修学支援係				